

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事許可等の申請における国有林野の貸付け又は使用に係る手続等の証明について

（令和5年8月28日 5林国業第105号
林野庁業務課長より各森林管理局計画保全部長宛て）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）では、法第2条第7号の工事主（以下「工事主」という。）が、法第12条第1項若しくは法第30条第1項の許可（以下「工事許可」という。）の申請又は法第16条第1項若しくは法第35条第1項の変更の許可（以下「工事変更許可」という。）の申請の際に、法第12条第2項第4号又は法第30条第2項第4号に基づく当該申請に係る工事をしようとする土地の区域内の土地についての所有権等の権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類を添付することとしている。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和5年5月26日付け国官参宅第12号、5農振第650号、5林整治第244号国土交通省都市局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官連名通知）3の（4）では、当該土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、工事主が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明書（以下「証明書」という。）を添付することで差し支えない旨が規定されている。

このため、工事主の依頼に応じ、国有林野の貸付け又は使用の事前相談又は手続を開始していることを証明する証明書を交付する際には、下記について了知の上、適切に運用されたい。

記

1 証明書交付に係る手続きについて

（1）証明書の交付依頼について

森林管理署長、森林管理署の支署長又は森林管理事務所長（以下「森林管理署長等」という。）は、工事主から証明書の交付依頼に関する相談があったときは、工事許可申請の場合は別紙1を、工事変更許可申請の場合は別紙2を工事主から提出させるものとする。

（2）証明書の交付について

森林管理署長等は、上記（1）により別紙1又は別紙2の提出を受けた場合は、工事許可申請の場合は別紙3を、工事変更許可申請の場合は別紙4を遅滞なく交付するものとする。

2 その他

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）第12条第1項の規定に基づき農林水産大臣が管理することとされた森林について、証明書の交付依頼があった場合も本通知を適用する。

宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可の申請に係る
証明依頼書

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

(依頼人)

住所

氏名

貴署所管の国有林野において、〇〇〇（工事名等）を計画しており、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可の申請に当たり、貴署所管の国有林野の貸付け又は使用に係る事前相談又は手続を行っていることの証明を受けたいので、下記のとおり依頼します。

なお、本証明をもって国有林野の貸付け又は使用が確約されたものではなく、諸要件が整い貸付け又は使用許可に係る申請を行った上で、林野庁長官が定める審査基準に適合する場合に限り借り受け又は使用できるものであることを了承しています。

記

1 貸付け又は使用（見込み）の申請内容

- (1) 所 在：
- (2) 面 積： m²
- (3) 目的用途：

2 証明依頼書に添付する書類

- (1) 盛土規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項に基づく許可申請書案（写）（許可申請書の添付書類は省略可）
- (2) 工事を実施する国有林野及び周辺の人家又は公共施設等が記載された位置図
- (3) 工事区域及び国有林野とそれ以外の土地の境界が確認できる区域図
- (4) 盛土規制法第 30 条に基づく許可が必要な特定盛土等又は土石の堆積の規模について、盛土規制法第 32 条に基づき都道府県等が条例で別途定めている場合は、その内容がわかる資料（条例の関係規定抜粋等）
- (5) その他（必要に応じて）

申請地の現況（森林や地形の現況）を確認するための写真（写真を添付する場合は、写真撮影方向図も併せて添付すること）

【記載注】

- 1 所在欄には、〇〇国有林〇〇林小班外等と記載する（代表林小班のみの記載で差し支えない）。複数の林小班を対象とする場合は、別途一覧表を作成の上、該当する林小班の名称を全て記載する。

- 2 面積欄には、借受け又は使用を予定する全ての面積を記入する。複数の林小班を対象とする場合は、別途作成する一覧表に該当する林小班ごとの面積を全て記載する。
- 3 提出先が森林管理署の支署の場合は、森林管理署支署長宛とするほか、「貴署」とあるのは「貴支署」とする。また、提出先が森林管理事務所の場合は、森林管理事務所長宛とするほか、「貴署」とあるのは「貴事務所」とする。
- 4 記の2の(2)の位置図、(3)の区域図については、「国有林野の貸付け等の取扱いについて」(昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知)別紙3 申請書添付書類一覧表の「位置図」、「区域図」によるものとする。

宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項変更の許可の申請に係る
証明依頼書

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

(依頼人)

住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項に規定する変更の許可申請を行うに当たり、〇〇〇（工事名等）に係る貴署所管の国有林野の貸付け又は使用に係る事前相談又は手続を行っていることの証明を受けたいので、下記のとおり依頼します。

なお、本証明をもって国有林野の貸付け又は使用が確約されたものではなく、諸要件が整い貸付け又は使用許可に係る申請を行った上で、林野庁長官が定める審査基準に適合する場合に限り借り受け又は使用できるものであることを了承しています。

記

1 貸付け又は使用（見込み）の申請内容

- (1) 所 在：
- (2) 面 積： m²
- (3) 目的用途：

2 証明依頼書に添付する書類

- (1) 盛土規制法第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項に基づく変更許可申請書案（写）（変更許可申請書の添付書類は省略可）
- (2) 工事を実施する国有林野及び周辺の人家又は公共施設等が記載された位置図（明らかに図面上の位置が変わる場合に提出）
- (3) 工事区域及び国有林野とそれ以外の土地の境界が確認できる区域図（位置、面積、形状に変更がある場合に提出）
- (4) その他（必要に応じて）
申請地の現況（森林や地形の現況）を確認するための写真（写真を添付する場合は、写真撮影方向図も併せて添付すること）

【記載注】

- 1 所在欄には、〇〇国有林〇〇林小班外等と記載する（代表林小班のみの記載で差し支えない）。複数の林小班を対象とする場合は、別途一覧表を作成の上、該当する林小班の名称を全て記載する。

- 2 面積欄には、借受け又は使用を予定する全ての面積を記入する。複数の林小班を対象とする場合は、別途作成する一覧表に該当する林小班ごとの面積を全て記載する。
- 3 提出先が森林管理署の支署の場合は、森林管理署支署長宛とするほか、「貴署」とあるのは「貴支署」とする。また、提出先が森林管理事務所の場合は、森林管理事務所長宛とするほか、「貴署」とあるのは「貴事務所」とする。
- 4 様式の記載内容について、盛土規制法に基づく工事の変更許可の申請内容に応じ修正する必要がある場合は、森林管理署等の指示に従い修正すること。
- 5 記の2の(2)の位置図、(3)の区域図については、「国有林野の貸付け等の取扱いについて」(昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知)別紙3 申請書添付書類一覧表の「位置図」「区域図」によるものとする。

宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可の申請に係る証明書

番 号
年 月 日

(依頼人)

住所
氏名

(証明者)

住所
氏名〇〇森林管理署長

証明者は、下記の国有林野について、依頼人に対して貸し付け又は使用させるための事前相談又は手続を行っていることを証明します。

ただし、国有林野の貸し付け又は使用に当たっては、国有財産の管理処分を適正に行うため、依頼人が計画した〇〇〇（工事名等）の申請内容が、貸し付け又は使用に係る審査基準を満たし、依頼人が国と貸付契約を締結又は使用許可を得る必要があります。

なお、証明者は、本証明によって、貸し付け又は使用させる義務を負うものではなく、依頼人に損害又は損失が生じても一切の責任を負いません。また、本証明書によって第三者に損害を与え、当該第三者に対して賠償義務を負う場合は依頼人において損害を賠償するものとし、証明者は一切の責任を負いません。

本証明書を宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項（又は第 30 条第 1 項）で規定する工事許可申請の目的以外に使用した場合は、この証明書の効力は消滅するものとします。

記

貸し付け又は使用（見込み）の内容

- (1) 所 在：
- (2) 面 積： m²
- (3) 目的用途：

【記載注】

森林管理署の支署が交付する場合は、証明者を「森林管理署支署長」とするほか、「当森林管理署」とあるのは「当森林管理署支署」とする。また、森林管理事務所が交付する場合は、証明者を「森林管理事務所長」とするほか、「当森林管理署」とあるのは「当森林管理事務所」とする。また、複数の林小班において証明を行う場合は、別途一覧表を作成の上、該当する林小班の名称及び面積を全て記載する。

宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の変更の許可の申請に係る
証明書番 号
年 月 日(依頼人)
住所
氏名(証明者)
住所
氏名〇〇森林管理署長

証明者は、下記の国有林野について、依頼人に対して貸し付け又は使用させるための事前相談又は手続を行っていることを証明します。

ただし、国有林野の貸し付け又は使用に当たっては、国有財産の管理処分を適正に行う趣旨により、依頼人が計画を変更しようとする〇〇〇（工事名等）の申請内容が、貸し付け又は使用に係る審査基準を満たし、依頼人が国と貸付契約を締結し又は使用許可を得る必要があります。

なお、当森林管理署は、本証明によって、貸し付け又は使用させる義務を負うものではなく、依頼人に損害又は損失が生じても一切の責任を負いません。また、本証明書を宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項で規定する変更の許可申請の目的以外に使用した場合は、この証明書の効力は消滅するものとします。

本証明書によって第三者に損害を与え、当該第三者に対して賠償義務を負う場合は依頼人において損害を賠償するものとし、当森林管理署は一切の責任を負いません。

記

貸し付け又は使用（見込み）の内容

- (1) 所 在：
(2) 面 積： m²
(3) 目的用途：

【記載注】

- 1 森林管理署の支署が交付する場合は、証明者を「森林管理署支署長」とするほか、「当森林管理署」とあるのは「当森林管理署支署」とする。また、森林管理事務所が交付する場合は、証明者を「森林管理事務所長」とするほか、「当森林管理署」とあるのは「当森林管理事務所」とする。また、複数の林小班において証明を行う場合は、別途一覧表を作成の上、該当する林小班の名称及び面積を全て記載する。
- 2 様式の記載内容について、盛土規制法に基づく工事の変更許可の申請内容に応じ修正する必要がある場合は、森林管理署等の指示に従い修正すること。